

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1 事業所の概要

(1) 概要

介護保険事業者番号	1390900338
事業者名	品川区立大井認知症高齢者グループホーム
所在地	東京都品川区大井 6-20-5

(2) ホームの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	介護福祉士	1 (介護職員と兼任)		運営・管理全般
計画作成担当者	介護支援専門員		1 (介護職と兼任)	介護計画の作成
介護職	常勤、非常勤含め 9 名以上 管理者、計画作成担当者 各 1 名兼務含			入居者の生活支援

2 サービスの内容

(1) 設備

- 建物の構造 面積 鉄骨 2 階建 延床面積 245.89 m²
- 居室 (占有部分) 9 室 (全居室トイレ設備あり)
個室/間取り 5 畳 収納 (クローゼット 押入れ)
- トイレ 共用トイレ 2 ヶ所
- 居間兼食堂と台所 1 階
- 浴室 1 階 1 ヶ所 手すり 非常呼び出し装置設置
- ベランダ 2 階 2 ヶ所
- 事務室 2 階
- エレベーター 1 機 (手すり、非常呼び出し装置設置)

(2) 支援内容

- 日常生活を営むために必要な買い物、調理、掃除、洗濯などを利用者自身で行うために必要な援助。
- 利用者の食事、排泄、入浴、整容などの身の回りのことへの援助。
- 服薬管理を含め、健康管理。
- 共用娯楽趣味活動への援助 (ただし、かかる費用については自己負担となります)
- 生活全般への相談援助。
- 便宜的な金品などの預かり。

3 行政手続きの代行

行政への諸手続きは、原則的にはご家族の対応といたします。

但し、ご家族が行えない場合は、必要に応じて代行いたします。この場合に係る費用は別途負担いただきます。

4 料金

(1) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス利用料 厚生労働大臣が定める指定居宅サービスに要する費用の額

要介護度	基本利用料金 (1日当り)円	介護保険適用時の 1割負担額 (1日当り)円	介護保険適用時の 2割負担額 (1日当り)円	介護保険適用時の 3割負担額 (1日当り)円
介護1	8,338	834	1,668	2,502
介護2	8,730	873	1,746	2,619
介護3	8,981	899	1,797	2,695
介護4	9,166	917	1,834	2,750
介護5	9,363	937	1,873	2,809
要支援2	8,294	830	1,659	2,489

- ・ **初期加算** 入居日から30日間については上記基本利用料金に加えて1日当り327円(自己負担額1割33円)が加算されます。また、医療機関に1カ月以上入院した後、再入居する場合も加算されます。
- ・ **入居者の入退院支援の取組**
入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について入院期間中に退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合、1月に6日を限度として1日につき2,681円(自己負担額1割269円 2割537円 3割805円)が算定されます。
- ・ **介護職員等処遇改善加算Ⅰ** 18.6%
基本サービス費に加減算を加えた総単位数に18.6%が乗算されます。
- ・ **サービス提供体制加算(Ⅰ) もしくは(Ⅱ)**
(Ⅰ) 1日につき239円(自己負担1割24円 2割48円 3割72円)が加算されます。
(Ⅱ) 1日につき196円(自己負担1割20円 2割40円 3割59円)が加算されます。
- ・ **若年性認知症受入加算**
1日当り1,308円(自己負担額1割131円 2割262円 3割393円)が加算されます。
65歳以前に若年性認知症の診断を受け、65歳の誕生日の前々日まで加算します。
- ・ **認知症専門ケア加算Ⅰ** R5.11月～該当していません。
該当となる場合は事前にご連絡致します。
1日につき、32円(自己負担額1割4円)が加算されます。
- ・ **医療連携体制加算(Ⅰ)ハ**
1日につき、403円(自己負担額1割41円 2割81円 3割121円)が加算されます。
- ・ **看取り介護加算**
死亡日45日前～31日前：1日あたり784円
(自己負担額1割79円 2割157円 3割236円)が加算されます。
死亡日30日前～4日前：1日あたり1569円
(自己負担額1割157円 2割314円 3割471円)が加算されます。
死亡日前々日、前日：1日あたり7,412円
(自己負担額1割742円 2割1483円 3割2224円)が加算されます。
死亡日：1日あたり13,952円
(自己負担額1割1,395円 2割2,791円 3割4,186円)が加算されます。
- ・ **退居時情報提供加算**
医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り2,725円(自己負担額1割273円 2割545円 3割818円)算定されます。

・新興感染症等施設療養費

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日当たり2,616円（自己負担額1割262円 2割524円 3割785円）算定されます。

(2) 食材料費（日額）

1日当たり 1,300円

全ての食に関する費用（食材、調味料、嗜好品、出前、外食、非常食など）とします。

入院、外泊などにより3食（朝、昼、夕食）全部を食べなかった場合のみ徴収しません。

(3) 光熱水費（月額） 20,000円

個別メーターが無い場合、全体の経費を按分負担となります。

(4) 家賃（月額） 65,000円

月途中の入退所、外泊、入院等に寄る不在についての日割り計算はいたしません。

(5) 共益費（月額） 10,000円

共益費に含まれるものは、概ね次の通りです。

- ・新聞、雑誌購読料
- ・教養娯楽費
- ・町会費
- ・NHK受信料
- ・写真代
- ・園芸代
- ・PCシステム関連保守
- ・外出時用携帯電話料金（外出時や帰宅欲求による外出時の対応に使用）

途中入退所の場合も全額徴収となります。

(6) その他の日常生活費（月額） 6,000円

日常生活費に含まれるものは、概ね次の通りです。

- ・日用生活用品（消耗品関係）
- ・医薬品等常備薬
- ・裁縫道具
- ・食器
- ・調理器具
- ・その他、上記に含まれない共同の益に供するすべての物品等

途中入退所の場合も全額徴収となります。

(7) その他の料金

- ・レクリエーション 材料費、交通費、入場料等実費相当
- ・行政手続代行 交通費、郵送料等実費相当
- ・個人的な行動に関する付き添い（理美容、交通費等）については1時間あたり1,800円

(8) 概ね以下のものについては、ご本人、ご家族などの負担とします。

- ・排泄用品（オムツなど）で個人が使用するもの
- ・日用品で個人が使用するもの（衣類、履物、雑貨、化粧品、洗剤、歯ブラシなど）
- ・居室で使用する調度品（カーテン、カーペット、家具類、寝具、電化製品など）
- ・医薬品などで個人が使用するもの
- ・個人を対象にしたレクリエーションに必要な経費、交通費、入場料など
- ・レクリエーション、受診、理美容などに職員が付き添う場合の経費（交通費、入場料など）と1,800円／時の自費負担分
- ・2名以上の利用者に1名の職員が付き添った場合は、経費はその利用者で按分負担
- ・帰宅欲求により外出した時の経費（交通費）
- ・個人が購読する新聞、雑誌などの購読料（家族と業者の直接契約となります）
- ・理美容料金
- ・個人記録の複写にかかる経費
- ・その他個人に必要な機器具（介護器具など）
- ・その他上記に含まれない個人のために供する物品など

5 入居の手続き

(1) 利用申し込み

申し込みは、直接事業者が受付します。所定の申込書に記入していただきます。
ホームの見学や説明を行い、利用の意思確認を行います。

(2) 事前面接

利用をご希望する方の事前面接を原則、ご本人の自宅にて行います。介護保険施設、病院等に入所、入院されている場合はこの限りではありません。

(3) 入居判定

利用の意思表示をした方に対し、事前面接の情報と医師の意見書をもとに、品川区と協議し、入居の可否判断を行います。

入居決定の基準は、ご本人の心身の状態、現在のお住まい等の状況、当ホームの設備、職員配置上における対応可否、空き室居室での対応可否、他の入居者との関係性などを考慮し判定を行ないます。

(4) 入居決定と入居

入居決定通知を行い、入居日、荷物搬入日をご相談のうえ、決めます。
空き室が複数の場合は、居室はホーム側がご本人の能力等を勘案のうえ指定します。

6 退居の手続き

契約書第8条により契約の終了事由が発生した場合、次の手順で退居となります。

(1) 退居先については、事業者、ご家族、関係機関との間で協議を行い、速やかに検討、決定します。

(2) 退居後の入所先が決まり次第、退居日を決定します。荷物の搬出、居室の清掃など現状復帰は入居者及びご家族が行います。

(3) 利用料金などの清算を行います。清算は原則的には退居日に行うものとします。個人の契約による、新聞などの料金の清算は入居者及びご家族が行います。

7 ホーム利用の留意事項

(1) 面会

基本的には面会はいつでも可能ですが、通常の生活において、常識で考えられる範囲での時間帯、人数をお願いします。面会者の宿泊も可能です。その際、食事を当ホーム内で利用者と一緒の食事召し上がる場合は、朝食 300 円、昼食と夕食は各 500 円を申し受けます。

(2) 外出・外泊

これも、基本的には自由ですが、個人個人の持てる能力とその時の心身の状態に応じて制限することもあります。

(3) 各個人の金銭管理

日常的な金銭の管理は原則的には入居者ご本人が行います。もし、ご本人が管理することにより何らかの支障がある場合は、事業所が便宜上管理することもできます。

(4) 喫煙

入居者ご本人の喫煙はお断りします。ホーム内は原則禁煙ですが、面会者が喫煙する場合居室内に限り、管理を面会者の責任において行っていただきます。

何らかの事故が生じた場合は、損害賠償していただくことがあります。

(5) 宗教

信仰は自由ですが、他の入居者、職員への布教活動は禁止します。また、面会につきましても、多数での面会や、集会等を当ホーム内で行うことは禁止します。

読経などは常識の範囲での音声や時刻、時間をお願いします。

(6) その他

その他共同生活の妨げになるような行為、危険な行為につきましては、そのつど、当該入居者のご家族と、事業所の話し合いで取り決めることとします。

利用される居室の環境整備（耐震措置・模様替え等）は、基本的に入居者・ご家族で行っていただきます。

8 連携施設など

当ホームでは、下記の医療機関と連携します。

(1) 第三北品川病院 品川区北品川3-3-7

(2) 社会福祉法人 春光福祉会

特別養護老人ホームロイヤルサニー 品川区西大井2-4-4

9 相談・苦情対応

① 当事業所のご利用相談、苦情窓口は以下になります。

・相談対応 電話 03-4283-7072

・担当者 望月 祥平

・時間 午前9時～午後6時（月～土）

② 各市区町村の相談・苦情窓口等に相談、苦情を伝えることができます。

品川区：高齢者福祉課 施設支援調整係 03-5742-6728

③ 東京都国民健康保険団体連合会に相談・苦情を伝えることができます。

相談窓口 電話 03-6238-0177

10 主たる判断者と緊急連絡先

(1) 主たる判断者

入居者ご自身で判断できない事柄や、ご家族との協議を要する事項に付いては、ご家族の総意を代表する者として、主たる判断者を定めていただきます。

入居後、主たる判断者以外からの申し出などは、原則的に受け付けられません。

また、主たる判断者及びその指名するもの以外には、個人記録の公開はできかねます。

氏名・ 続柄	()
連絡先 Tel	

(2) 緊急時の連絡先

体調の変化等の場合は、下記に順じて連絡します。

	氏名	続柄	日中連絡先	夜間連絡先
1				
2				
3				

運営事業者

〔事業者名〕 東京調剤センター 株式会社ケアサークル恵愛
〔住 所〕 東京都品川区大井 6-10-1 後町ビル
〔代表者名〕 代表取締役 長崎 雄太
〔電話番号〕 03-3771-6778

令和 年 月 日

当事業所のご利用にあたり、契約書及び本書面で重要な事項の説明を行いました。

事業者

東京調剤センター
株式会社ケアサークル恵愛

品川区立大井認知症高齢者グループホーム

説明者 管理者 望月 祥平 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から共同生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

入居者 住所 _____
氏名 _____ 印

代理人 住所 _____
(ご家族) 氏名 _____ 印